


陳 述 書

平成 22 年 7 月 26 日

内閣官房内閣総務官

千代 野 也 

## 1 経歴及び内閣官房報償費に係る事務への関与について

私は、平成15年7月29日に、内閣官房内閣総務官室（以下「内閣総務官室」といいます。）担当の内閣官房内閣審議官（以下「内閣審議官」といいます。）に着任し、その後、平成18年7月28日から、現在の内閣総務官の職務に従事しており、総理大臣官邸において執務しております。

内閣総務官室というのは、閣議事項の整理その他内閣の庶務を担当する組織で、その長は、私の現職である内閣総務官であります。また、前職の内閣審議官は、内閣総務官を助け、内閣総務官室の事務を整理・調整する立場にあります。そして私は、内閣審議官着任以降、基本的に総理大臣官邸で勤務し、常に間近で内閣総理大臣、内閣官房長官、内閣官房副長官等にお仕えして参りました。

内閣総務官室の事務の一つに、内閣官房報償費の執行管理に関する事務があります。この事務に関連する文書について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」といいます。）に基づく開示請求があったときは、その対応等の事務も内閣総務官室が担当します。私自身は、内閣審議官在任期間中は、内閣官房報償費の取扱いには関与していませんでしたが、内閣総務官に着任した際、当時の内閣官房報償費の取扱責任者であった安倍晋三内閣官房長官から、「内閣官房報償費の取扱いに関する基本方針」（平成14年4月1日内閣官房長官決定）に基づく、内閣官房報償費の取扱いに係る事務補助者（以下単に「事務補助者」といいます。）に初めて指名され、以後、現在まで、内閣官房長官交代の都度、事務補助者に指名されてきております。そのため、これまで7名の内閣官房長官の下、事務補助者の責任者として、内閣官房報償費の国庫への請求、出納管理簿等関係書類の作成や総理大臣官邸における管理、保管等の事務を担当するとともに、内閣総務官として、情報公開請求に対する対応等の事務も担当してきました。

本件訴訟で問題とされている対象文書は、出納管理簿、政策推進費受払簿、

支払決定書、報償費支払明細書及び領収書等（以下「本件対象文書」といいます。）であります。私は、内閣総務官として、平成18年10月5日付けの原告からの開示請求に対し、これらの文書に記載された情報がそれぞれ情報公開法に規定する不開示事由に該当すると判断し、同年11月20日付けで不開示決定処分（以下「本件処分」といいます。）を行いました。また、本件処分については、原告から行政不服審査法に基づく審査請求があり、情報公開法18条に基づく情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」といいます。）への諮問（以下「本件諮問」といいます。）が行われていますが、私は、本件諮問に係る調査審議の過程で行われた、いわゆるインカメラ審理の場にも自ら立ち会いました。内閣総務官室の担当者として、実際に審査会委員への説明、関係資料の提示等の対応を行ったのも私です。

これから述べていくように、内閣官房報償費という国の経費は高度な機密性を要する非常に特殊な費用です。内閣総務官としてその事務を掌理している私としては、その内容を明らかにすることに大きな限界があり、内容が公開された場合には計り知れない支障が生じると強く感じているところです。今回、私が、自ら法廷で証言を行おうと決めた理由も、文書の内容を具体的に明らかにできない本件においては、私自身が、自分の言葉で、その支障を裁判官の方々に直接お伝えすることを通じて、その支障の大きさを御理解いただかななくてはならないと考えたからです。そこで、以下では、まず裁判所に是非とも御理解いただきたいことを総論的に申し上げた上で、本件対象文書を開示した場合の影響等について、上記の限界を踏まえつつ、できる限り具体的に述べていきたいと思えます。

## 2 内閣官房報償費の性格・取扱いとこれを取り巻く最近の状況等について

### (1) 極めて高度な機密性が要求される経費であること

まず最初に、是非とも御理解いただきたいのは、内閣官房報償費という国の経

費は、非常に特殊な性格を持っているということです。

我が国の内閣官房長官は、これまでも被告準備書面で述べておりますとおり、内閣官房の事務を統轄する者ですから、内閣の内政・外政に関する重要政策等の企画・立案や総合調整などを的確に行わなければならない責務を負っています。そのような責務を果たしていくためには、国の内外の情報を迅速かつ的確に調査、収集したり、国の内外の様々な立場にある関係者などからの協力を確保しつつ、重要政策課題の解決に向けて調整を行っていかねばなりません。内閣官房長官が抱える業務は、往々にしてその時の政権が抱える重要政策課題であるわけですから、その対応如何によっては、内閣の存立や我が国の命運に関わる場合も出てきます。そして、内閣官房報償費は、内閣官房長官がそのような任務を行うに当たって使用するための経費であることから、その具体的な使途が明らかになると、後に具体的に述べるように国益が大きく損なわれることになってしまいます。そのようなわけで、内閣官房報償費は、内閣官房長官の優れて政治的な判断に基づき使用され、また、その使用については、国務大臣である内閣官房長官が最終的に政治的な責任を負うという特殊な性格を有するものであり、極めて高度な機密性が要求されるという性格を有しております。

内閣官房報償費というものが上記のような特殊な性格を有し、その具体的な使途を明らかにすることができないことについては、国会においても、内閣官房長官が、随時、説明しております。そして、そのような前提の下で、毎年度、国会の議決をいただき、必要な予算が措置されているものが、内閣官房報償費という国の経費なのです。

このことを、私の経験も踏まえて、もう少し具体的に述べてみたいと思います。

およそ国の重要な政策は、内政・外政の別を問わず、多数の国民の利害に関係してきます。そのため、その企画・立案や実施に当たっては、その時々々の社会経済情勢や、当該政策について様々な利害を有する関係者の考えや国民のニ

ーズ等を適時、的確に把握することが不可欠です。また、その問題解決の過程においては、オープンな場で議論を積み重ねていくことも重要ですが、オープンの場での議論だけでは、例えば、利害関係者が多数いる複雑な課題である場合などには、どうしても建前だけの表層的な議論に終始してしまい、議論が深まらず、時間を費すのみで、合意に至らないきらいもあるばかりか、議論の過程での言動等をめぐって、かえって関係者間の対立を深刻化させることもあります。

取り分け、内閣官房長官の下には、関係各省の利害が複雑に絡み合うものや、多くの省庁が関係する内閣の最重要課題などが持ち込まれることが多く、その解決が非常に困難なものがおのずと多くなります。多数の国の利害が複雑に絡み合う地球規模の事案やテロ事案、近隣諸国との安全保障事案、国内で各層、各団体、各地域の利害が複雑に絡み合う事案等、内閣の重要な事案については、内閣の要である内閣官房長官が中心となって、関係閣僚と連携し、内閣が一体となって対応しているところです。内閣官房報償費が実際に使用されているかどうかは別として、こうした事案の対応を誤れば、場合によって内閣の存立や我が国の命運をも揺るがすことになりかねないことは、容易にお分かりいただけることかと思えます。

このような重要政策課題に内閣として適時適切に対処していくためには、関係各方面にわたって、いわば生きた情報を得ることが不可欠であることは言うまでもありません。また、よく言われることではありますが、日本社会には「本音と建前」があります。私の経験で言いますと、相手方の職務上の立場からの発言（建前）と、実際の考え（本音）との間には往々にして乖離がある場合が多いと感じます。相手方の、この本音を見誤ると、まとまるものもまとまらなくなります。すなわち、相手方の職務上の体面を保ちながら、いかに相手方の本音の部分を理解し、問題の解決につなげていくかということが、問題解決に当たっての「肝」だと感じています。

以上のような事柄の性質上、内閣官房長官が行う情報収集や協力依頼等においては、相手方と接触したことや相手方から情報提供等を受けたことなどの情報を秘密にすることはもちろん、相手方の氏名は絶対に明らかにせず、そもそも氏名が明らかになるおそれがあるような事態を招かないことが不可欠です。私の経験でも、生きた情報を持つ、また、周囲に強い発信力や調整力を持つ人というのは、それぞれの社会において、名のある重要人物であることが多く、したがって、名前が表に出ないように強く要望されることが往々にしてあります。したがって、このような活動では、相手方の氏名等の情報が将来明らかにされないことが保証されない限り、相手方との間で信頼関係を十分に構築して、真に必要なかつ的確な情報を得たり、合意形成などに向けて真に実効性のある協力を得たりすることは不可能なのです。

万一、このような情報が公になった場合、相手方との信頼関係は破壊され、二度と協力を得ることは期待できません。そればかりでなく、その事案の関係者全員のほか、相手方の属する組織、社会、地域との信頼関係も破壊されてしまい、当該関係者等から大きな反発を招くことも必至です。その結果、本人は、その地域社会などで事実上生きていけなくなることもあり得ます。また、政策運営の問題としても、一度そのようなことになれば、組織や社会、地域との間で破壊された信頼関係を修復し、再構築することが必要となりますから、最終的解決に至るまでに更に極めて長い時間を要することになります。しかも、ある課題について一度そのような状態に立ち至れば、内閣に対する信頼感が根底から覆されるため、他の課題を含めて、将来にわたり、関係者の協力を得ることが極めて困難になりますから、結局内閣の必要な情報収集や協力依頼等の活動を行うことが事実上困難となり、内閣の政策運営全体に支障が及ぶことにもなってしまいます。

残念なことですが、最近では、内閣官房長官が公費を使って水面下での情報収集や協力依頼等を行うこと自体に否定的な意見や、非公開を前提とする活動がお

よそ不正な活動であるかのように考える意見も耳にすることがあります。しかし、私としては、このような意見には大きな誤解があると考えています。内閣が内外の多種多様な利害が複雑に絡み合う政策課題に迅速、適切に対応する責任を果たしていくために、生きた情報や関係者の協力が不可欠であるというのは、当たり前の話です。そして、そのような情報や協力のうちには、相手方を公にしないことが前提の経費を使わないと得られないものもあるということも、また事実です。公開に適さない水面下における情報収集や協力依頼等は必要不可欠であって、そのこと自体を否定するのはおよそ現実的ではありません。そして、既に述べたように、内閣官房報償費というのは、このことを前提として国会の議決の下に予算措置が講じられている経費なのです。

本件対象文書における不開示事由該当性の判断においては、この点が十分に考慮されなければならないと考えます。

## (2) 高度な機密性が要求される性質に配慮した事務取扱いがされていること

内閣官房報償費は、上に述べたとおり、高度な機密性が要求されるという特殊な性格を有しているため、特殊な取扱いがされていることも申し上げておかなければなりません。

具体的に申し上げますと、まず、内閣官房報償費の実施事務に関与する事務補助者は、極めて限られた者だけが指名され、内閣官房報償費に係る本件対象文書は、総理大臣官邸において、事務補助者のみが入室できる施錠された部屋にある別途施錠された書庫で厳重に管理、保管しております。

これらの本件対象文書は国の会計検査の対象になっていますが、その場合も、通常の証拠書類のように会計検査院に提出するというのではなく、多数の者の目に触れることのないよう、計算証明規則11条に基づき、会計検査院から要求があった際に提出することができるよう手元に保管することが認められております。しかも、会計検査院による検査の際は、機密保持のため、会計検査院の職員

に総理大臣官邸まで来訪してもらい、事務補助者のみが検査に立ち会うなど、内閣官房報償費の持つ機密性に十分に注意した方法で検査を受けております。

また、上記のような内閣官房報償費の性格を踏まえ、内閣官房報償費の具体的な用途に関する文書については、情報公開請求に対する対応でも一切不開示とする取扱いをしております。不開示とした文書は、審査会のインカメラ審理を受けることがあります。審査会の委員には、その違反に対して刑事罰が科される厳格な守秘義務が、退職後にまで及んで課されています（情報公開・個人情報保護審査会設置法4条8項、18条）。また、その実施方法についても特別な配慮をいただいております。インカメラ審理では、通例、諮問庁が審査会に不開示とした文書を提出して審理を受けますが、本件対象文書のインカメラ審理では、先に述べたような本件対象文書の厳重な管理、保管状況を考慮し、機密保持のため、委員に総理大臣官邸までお越しいただき、提示する際には事務補助者のみが立ち会うなど、内閣官房報償費の持つ機密性に十分配慮した方法で実施していただいているところです。

一方、内閣官房報償費については、その用途等を公表していないことにもかんがみ、その公正、厳正な取扱いを確保するため、会計検査院の指摘も踏まえ、平成14年4月以降、「内閣官房報償費の取扱いに関する基本方針」等を定め、国務大臣である内閣官房長官が責任を持って、執行・管理する体制を取っているところです。

本件対象文書の不開示事由該当性の有無の判断におかれては、内閣官房報償費の特殊な性格に配慮したこれらの取扱いについても、十分に御考慮いただきたいと考えております。

### (3) 用途の推測や憶測が飛び交うなど懸念すべき状況が生じていること

以上の基本的性格や取扱いに加え、本件では、内閣官房報償費を取り巻く最近の状況につきましても、是非御留意いただきたいと思っております。具体的には、内閣

官房報償費については、具体的な用途を明らかにできないという上記のような性格もあってか、最近、その使われ方などに対するマスコミ等の関心が極めて高くなっており、憶測などが世間に飛び交っているという状況についてです。

実際の例をいくつか見ていただきたいと思います。

内閣官房では、審査会の過去の答申も踏まえ、内閣官房長官から内閣府大臣官房会計課長宛の請求書（別紙1。以下この(3)において単に「請求書」といいます。）など、内閣官房報償費が国庫から内閣官房長官に支出されるまでに作成される文書（以下この(3)において「請求書等」といいます。）は、具体的な用途との関連性が少ないため、平成15年11月以降、公開することといたしました。一方、別紙2（平成15年11月18日読売新聞（朝刊））は、この請求書等を初めて開示した際の新聞報道です。この記事を見れば、内閣官房報償費の各月における請求額とその当時発生していた政治事案等とを照らし合わせて、請求された内閣官房報償費が、あたかも特定の事案に使用されたかのような推測がされていることがお分かりいただけるかと思えます。このように、内閣官房報償費については、請求書に記載された請求日や請求額を公開しただけで、そのときの内閣の重要政策課題や政治経済情勢と関連付けるなどの方法で、具体的な用途を推測し、憶測を述べる記事が新聞、雑誌等に掲載され、世間の注目を集める結果となることが、良く分かりました。

最近の別の例では、米軍普天間基地の移設問題に関連する推測記事もありました。別紙3の新聞記事がその例ですが、ここでもあたかも、この問題の解決のために内閣官房報償費が使われているかのような推測を述べる報道がされております。

さらに、最近、雑誌等で内閣官房報償費に関する記事が毎週連載されたり、また、テレビの報道番組においても内閣官房報償費のことがたびたび取り上げられるような状況が出てきております。そして、その中には、特定の相手方や特定の政治事案との関係を強調するものがあり、内閣官房報償費を受け取るこ

と自体が悪であるというような論調も見受けられます。また、別紙4のように、このような記事を紹介し、更なる追及を提言するような新聞記事も見られる状況です。このような状況の下で、最近では、単なる情報交換の場を設けるだけでも相手方に過度に警戒されてしまうなど、既に関係者の協力を得にくい状況が生じてきていると感じており、懸念しているところです。

具体的使途に関わる情報が開示されていない現在ですら、このような状況なので、仮に内閣官房報償費の具体的使途に関わる文書が一部でも開示された場合には、その使途と内政・外政上の重要案件との関係について、事実とかかわりなく様々な推測・憶測が大々的に報道されるなどして、被告が主張している様々な支障が現実のものとなり、收拾がつかない状態に陥ることは明らかです。そうなってしまえば、もはや、内閣として、適時に的確な情報収集や協力依頼等を行うことは不可能になってしまい、具体的な使途を明らかにせずに使用するという特殊な性格を有する「内閣官房報償費」の存在意義もなくなり、内閣の政策運営に多大な不利益が及ぶこととなります。

内閣官房報償費に関する事務を掌理している立場からは、裁判所におかれては、以上の事情を是非十分にお酌み取りいただいた上で、本件審理を進めていただくようお願いする次第です。

### 3 本件対象文書ごとの記録情報と本件対象文書が開示された場合の影響の大きさについて

内閣官房報償費は、「内閣官房報償費の取扱いに関する基本方針」に従い、その使途に応じて政策推進費、調査情報対策費及び活動関係費の三つの目的類型ごとに、それぞれの目的に照らして執行されており、内閣官房報償費取扱要領（以下「取扱要領」といいます。）に定められたところに従って、その支払に関する事務が行われています。本件対象文書は、①領収書等、②政策推進費受払簿、③支払決定書、④出納管理簿、⑤報償費支払明細書から構成されています

が、このうち①、④、⑤は3つの費目すべて、②は政策推進費、③は他の2つの費目に関わる文書です。原告の本件対象文書の開示請求について、私は、本件対象文書には、それぞれ、情報公開法5条6号柱書及び3号の規定する不開示情報が記録されていると判断して、全部不開示の決定をしました。

本件対象文書ごとの不開示事由該当性については、被告の第5準備書面等で主張したとおりですが、以下では、これを実際に判断した私の立場から、補足して述べていきます。

#### (1) 領収書等について

領収書等とは、内閣官房報償費の支払に関して、支払の相手方から受領した領収書、請求書及び受領書のことであり、内閣官房報償費の領収日等の日付、あて名、金額、相手方氏名（情報提供者、協力者の氏名、会場場所の業者名、交通事業者名等）の情報が記録されていますが、領収書等の実際の形式は様々です。

領収書等は、政策推進費、調査情報対策費及び活動関係費という経費の区分ごとに、それぞれの経費に係るものに類別できますので、以下では、この分類ごとに開示された場合の支障等について述べていきます。

##### ア 政策推進費に係る領収書等の情報が明らかになった場合に生じる支障

政策推進費というのは、取扱責任者である内閣官房長官自らが出納管理を行い、直接相手方に支払う経費です。内閣官房長官の高度な政策的判断により機動的に使用する必要があるという性質上、領収書等が作成される場合と作成されない場合があります。本件対象文書のうち政策推進費に係る領収書等は、被告第4準備書面別紙2に整理したとおりであり、これらはいずれも総理大臣官邸で厳重に管理、保管しています。ここでは、このような政策推進費に係る領収書等の情報が明らかになった場合に生ずる支障を3点、補足して説明したいと思います。

- ① 支障の一つ目は「情報収集や協力依頼等の相手方との信頼関係を損なう」ことです。

内閣官房長官が、機密性の高い重要事案に関して真に意味のある情報を得たり極秘裏に協力を依頼する場合には、その提供や協力に関する情報が第三者に知られたりして自己に不利益が及ぶことはない、と相手方に信じてもらえることが最低限の条件になります。また、内閣官房長官としても、相手方が収集した情報や協力依頼の内容等に関する情報が外に出るという事態は絶対に避けなければなりません。既に述べたとおり、生きた情報を手に入れるためには、その相手方と平素から信頼関係を培うことが何よりも重要になるのです。

したがって、仮に領収書等に記載された相手方の氏名等の情報が公にされることになれば、それだけで相手方との信頼関係が大きく損なわれることとなります。情報収集や協力依頼等の相手方にとって、自己が内閣官房長官と接触し、情報提供をしたり協力依頼を受けたという事実は、絶対に公表されないと信じていることであって、氏名等の情報の公表は、相手方にとって予想を大きく裏切る事態であるからです。正直なところ、「名前が明らかになる」ということだけで、今後、誰も内閣官房長官に協力せず、内閣官房報償費を受け取らないということになると思われるので、その公表は内閣官房報償費の制度の否定につながりかねず、氏名等の相手方に関する情報を公表することはあり得ないことだと思います。

また、領収書等に記録された個々の支払の額が公にされることになると、相手方は、自らが受けた額と他者に支払われた額とを比較することができるようになります。常識的に考えて、このような事態が信頼関係に悪影響を与えることは明らかです。すなわち、相手方は、自分が受け取った額が低いとの印象を受けた場合には、内閣が自分を低く評価し、重要人物と位置付けていないことによるものであるなどと考え、内閣官房長官や内閣に対し、不満、不快感を抱き、信頼が失われてしまいます。日本人はややもすると「貧しきを憂えず、等しからざるを憂う」というところがあることは否めず、他人との比較により、「なんで〇〇の方が私より待遇が良いんだ」ということになると、当然、上記

のような問題が生じ得ることはお分かりいただけるかと思えます。この場合も、相手方からの情報収集や協力確保等に支障を来たしたり、相手方が内閣官房長官を見限って、腹いせに、これまでの活動等に関するあらゆる情報を暴露するなどの行動に出るおそれがあります。内閣官房報償費については、相手方ばかりでなく、金額等についても明らかになることがないよう、特に気を使っているところです。

特に、既に述べたとおり、内閣官房報償費については、様々な憶測がマスコミを賑わせ、世間の注目が集まっている状況にあります。このような状況の中で、領収書等に記録された情報から、内閣官房長官と接触した特定の相手方の氏名や、その受領した金額等が明らかになれば、新聞、雑誌及びテレビ等で取り上げられ、大変な社会的反響を呼ぶことは想像に難くありません。接触の相手方がいかなる人物であるかや、受領した金額の多寡などが、マスコミ等にクローズアップされ、あるいは比較され、さらには、その接触がどのような案件について、どのような目的でされたのかということなどに関して世間に様々な憶測等が広まることになれば、相手方の社会的立場や地位に不利益が及び、相手方との信頼関係が更に大きく損なわれてしまいます。そうすると、その相手方からの情報収集や協力確保等にはもはや期待できません。そればかりか、相手方が、内閣官房長官を見限って、腹いせに、これまでの活動等に関するあらゆる情報を暴露するなどの行動に出るおそれもあります。

領収書等に記載された日付のみを取り上げてみても、それが公開されれば想像を交えた使途等が云々され、「内閣がカネで政策課題を解決しようとしている」などと批判する報道等が掲載されることが予想されます。内閣官房報償費は、その使途を明らかにできない性格のものであるだけに、そのときの話題となっている重要政策などと絡めて報道されやすいことや、その報道等が目を引きやすいという傾向にあることは、既に述べたとおりです。そして、それを契機に、国民の間に内閣官房報償費という制度自体やその執行の在り方について

の否定的なイメージが形成されてしまえば、情報提供者や協力者、あるいは内閣官房長官自身が、国民の批判等を懸念して、これまでのように情報提供や協力を依頼したり、また、それに応じることについて、逡巡せざるを得ない状況に陥り、そうなると、将来、内閣として適時に的確な情報収集や協力依頼等を行うことが困難になるなど、諸々の支障が生じます。

実際、内閣官房報償費に関する記事等が多く掲載される最近の状況を踏まえると、相手方がいつ何時、「私は内閣官房報償費の提供を受けたが、断った。」といったようなことを逆に雑誌等の取材に対して答えてしまうような事態も発生しかねないと懸念され、情報収集等の相手方を特に信頼のおける人に限らざるを得ない状況となっていると感じています。

なお、ここでは相手方との関係を述べてきましたが、内閣官房長官と接触した事実等が公になってしまうと、その接触の相手方との信頼関係が崩れるだけではありません。その事案の関係者全員のほか、相手方の属する組織、社会、地域がもはや内閣を信頼しなくなり、関係が悪化するなどして、以後、協力等が得られにくくなることや、その関係回復に長期間を要することになることも、既に述べたとおりです。

② 支障の二つ目は「我が国が外交上及び安全保障上不利益を被る」ことです。

外交や安全保障等の国際問題に関しては、関係国間の秘密保持が最も重要です。領収書等に記載された情報が、特定の外交交渉等にかかわるものであった場合のように、これが明らかになると、即座に、我が国と相手国との間の信頼関係が損なわれ、外交問題に発展し、我が国が外交上不利益を受けることが容易に想定されます。公になる情報いかんによっては、我が国の命運に関わる外交問題を引き起こすことにもなりかねません。

また、外交にかかわる重要政策課題は、往々にして国内調整を必要とする場合も多く、領収書等に記載された情報がこのようなものであった場合には、①で述べた支障も同時に生じることになります。逆に、領収書等に記載された情

報が、特定の内政課題にかかわるものであった場合であっても、我が国の外交や安全保障に密接に関連するものなどが含まれることもあり、この場合も同様の問題が生じることとなります。

米国や英国などの諸外国においても、我が国の内閣官房報償費のような、その用途等の公表がなされていない経費が存在し、これを用いた各種情報収集等が行われている実情にあります。このような状況下で、我が国において、内閣官房報償費に係る本件対象文書の開示により、国際社会で一般に秘密保持が要請されている外交や安全保障に関わる情報が公となったこと自体で、我が国は、国家間の重要な秘密さえ保持できない国として世界各国の信頼を損なうはずで、その結果、政治や経済に限らず、あらゆる分野において、我が国が他国等に相手にされず、他国等が我が国との重要事案に関する水面下での交渉を拒否したり、他国等からその公となった情報を利用した不正工作等を受けることも容易に想定されます。更には、交渉の相手方の相手国における社会的な地位、立場等にも不利益が及び、我が国がより一層信頼を失うことになってしまいます。

このように、国際社会で一般に秘密保持が要請されている情報を公にしないということに、我が国の情報管理の信頼性に対する世界各国の評価がかかっているのです。

③ 支障の三つ目は「第三者による不正な工作等を受ける」ことです。

領収書等に記載された日付や金額等の情報が明らかにされると、これらの情報を、当時の内政上、外政上の案件等の内容、関係者等と照らし合わせて分析を加えるなどして、その支出が、いかなる事案に関するものであるかということや、その事案について、内閣がだれにどのように働きかけ、いかなる方針で合意形成、調整を図ろうとしているのかが他者に知られ、あるいは推測される危険性があることは、これまで述べてきたとおりです。その結果、内閣の合意形成等の実現を妨害しようとする者が、明らかにされた情報から特定又は推測

された相手方に働きかけて、内閣官房長官に提供した情報や依頼を受けた内容等を漏洩させるなどの不正工作等を行うことが考えられます。

例えば、先日、米国において、政府の情報を収集していたロシア人のスパイ団が検挙されたという事件がありました。我が国でも、他国との間において、政策推進費の執行に関し、不正工作等が行われる可能性があることを御理解いただけるのではないかと思います。

なお、このような弊害は、公となった領収書等に関する事案に限られるものではありません。事案を問わず、その領収書等に記録された情報から、内閣がどのような立場の者にどのような方法で働きかけを行うかといった情報収集や協力依頼等の一般的な方針、手法等をうかがい知ることが可能となるので、将来にわたる内閣の情報収集や協力依頼等の活動全般に支障が生ずるおそれがあるのです。

#### イ 調査情報対策費に係る領収書等が明らかになった場合に生じる支障

内閣官房報償費を、情報収集等のための対価として使った場合と、会合経費等として使った場合は、調査情報対策費として処理します。いずれも支払については、それぞれの支払相手方等から領収書等を受け取っており、総理大臣官邸で厳重に管理、保管しています。調査情報対策費のうち対価として使われた分の領収書等の情報が明らかになった場合の支障は、政策推進費に係る領収書等の場合と同様ですので、以下では、会合経費等として使われた分に関する支障について3点、補足して説明したいと思います。

##### ① 一つ目の支障は「相手方との信頼関係を損なう」ことです。

内閣官房報償費を用いて行う情報収集や協力依頼等の活動は、高度の秘密を要するため、その相手方との会合についても、秘密裏に行われる必要があることは、言うまでもありません。相手方から決まった場所を指定してくる場合も数多くあります。このような会合の場所の業者に関する情報が明らかになった場合、マスコミ等による当該業者などへの取材の結果、情報収集や協力依頼等

の相手方が特定又は推測される可能性があります。なお、会合等に係る領収書等については、その大きさや色、図柄や印刷された字体等の特徴からだけでも、会合場所の業者等が特定できる可能性があります。

また、領収書等に記録された金額が公となると、相手方は、会合場所で供された飲食費等について、他者の受けた分の金額とを比較することができるようになります。

このような場合、政策推進費に係る領収書等について述べた「情報収集や協力依頼等の相手方との信頼関係を損なうこと」と同様の支障が生じます。

- ② 二つ目の支障として、**会合場所の業者などの「関係者からの情報の漏洩等を誘発する」**ことがあります。

会合場所の業者に関する情報が明らかになると、会合場所が特定又は推測され、マスコミ等による当該業者などへの取材に加え、内閣に関する情報を不正入手しようとする者や内閣の政策運営を妨害しようとする者等が、当該業者やその従業員に働きかけ、あるいは従業員として事業者の内部に潜入させることなどにより、情報収集を図ることが考えられ、接触の相手方やその内容等に関する情報を漏洩させる危険があります。また、同様の会合が開催される場合に事前にその情報を提供させたり、会合場所の人の出入りを監視させることにより、関係者が特定されるなどのおそれがあります。これでは会合の秘密を守るなどということは到底かないません。

- ③ 三つ目の支障は、**これまで利用してきた「会合場所の業者を以後利用できなくなる」**ことです。

内閣官房報償費を用いて行う会合は、上記のように、その秘密を守る必要があるため、おのずと利用できる場所が限られてきます。

具体的には、例えば、会合場所の決定に関しては、会合の秘密が保たれるよう、入口が複数あるか、客同士が顔を合わせないで済むようになっているかなど、構造的なことに配慮します。また、店側が会合の秘密が保たれるように様々

な面で配慮してもらえるかなどにも留意する必要があるため、長い期間をかけて、信頼関係を築いている業者を選んでいきます。さらに、上記のように相手方から決まった場所を指定してくる場合も多くあります。

会合場所に関する情報が明らかになると、①及び②で述べた支障に加えて、その会合場所が世間の注目を浴び、秘密を確保することが困難になるとともに、その営業にも支障が及ぶなどのおそれがあるため、以後、同じ場所は利用できなくなります。

また、新しく会合場所を確保しようとしても、内閣官房報償費の使用に適した会合場所を有する業者は限られている上、当該業者との信頼関係は一朝一夕で構築できるものではないため、適切な会合場所を確保すること自体困難になります。

このような事態になれば、内閣の情報収集や協力依頼等の活動全般に支障を来すことは明らかです。

#### ウ 活動関係費に係る領収書等の情報が明らかとなった場合に生じる支障

以上のような活動を支援するために必要な経費は、活動関係費として処理します。この活動関係費の支払についても、それぞれの支払相手方等から領収書等を受け取っており、総理大臣官邸で厳重に管理、保管しています。

活動関係費に係る領収書等の情報が明らかになった場合に生じる支障については、被告の第5準備書面（24～30ページ）で述べたとおりですが、情報収集や協力依頼等の相手方等に対して謝礼、慶弔費、活動経費を支払っている場合や、会合経費を支払っている場合の支障については、それぞれ政策推進費に係る領収書等と調査情報対策費に係る領収書等の会合経費等として使用された分で述べたのと同様ですので、ここでは活動関係費に特有のものについて、具体的に補足しつつ説明します。なお、領収書等の実際の形式は様々で、その大きさや色、図柄や印刷された字体等の特徴からだけでも、会合場所の業者や交通事業者、贈答品の事業者や金融機関等が特定できる可能性があります。

(ア) 交通費として使用されている場合には、タクシー、ハイヤー等の交通事業者に関する情報が明らかになると、マスコミによる取材等により、関係者からの情報の漏洩等を誘発して、相手方が特定された結果、相手方との信頼関係を損なうため、政策推進費に係る領収書等のところで述べたのと同様の支障が生じることは、被告第5準備書面（24～26ページ）で述べたとおりです。

私の経験でも特に、相手方と同乗した車内においては、重要な内容の会話がされることが間々あります。そのため、交通事業者については、信頼のおける決まった運転手に運転をお願いしたりしているところです。このような交通事業者に対して、不正な工作等がなされた場合は、重要な会話の内容が筒抜けになってしまうことになりかねず、極めて大きな支障が生じます。また、交通事業者に関する情報が明らかになった場合も、会場場所と同様に、以後、その事業者を利用できなくなり、新たな交通事業者を確保しようとしても、調査情報対策費の会合に係る領収書等で述べた理由と同様の理由から、確保することは難しくなります。

(イ) 贈答品の購入費用として使用されている場合については、購入先の事業者等に関する情報が明らかになると、相手方との会場場所に直接贈答品を届けってもらう場合もあり、マスコミによる取材等により、芋づる式に関係者からの情報の漏洩等が誘発されることとなります。そして、このようにして相手方が特定された結果、相手方との信頼関係を損なうため、政策推進費に係る領収書等のところで述べたのと同様の支障が生じることは、被告第5準備書面（27～28ページ）で述べたとおりです。

私の経験でも特に、他国等の相手方に対して贈答品を贈る場合は、どのような品・価格のものにするかを、信頼のおける事業者と相談しながら決めているところです。そのため、贈答品の事業者に関する情報が明らかになると、会場場所と同様に、結果として、その事業者を利用できなくなるという支障

も生じるとともに、新たな事業者の確保も、調査情報対策費にかかる会合に関する領収書等で述べた理由と同様の理由から、困難になります。

また、贈答品の品物や金額に関する情報が公になると、贈答品を贈られた相手方は、自らが受け取った品と他者に贈られた品とを比較できるようになり、上述の、領収書等に記録された個々の支払の額が公になった場合と同様の支障が生じますが、特に贈答品の場合は、贈る側の気持ちが込められているものと相手方が受け止めるものであるため、それによって生じる支障も大きくなると思います。

(ウ) 書籍類の購入のために使用されている場合については、購入書籍類の内容に関する情報を収集すれば、そのときに内閣官房長官等が関心を持って情報収集等している事案や分野が明らかになることから、不正な工作等が行われる可能性があり、その結果、内閣における政策の推進に支障を及ぼすおそれがあることは、被告第5準備書面（26ページ）で述べたとおりです。

また、内閣官房報償費を使って購入した書籍類の内容に関する情報が明らかになると、内閣官房長官が購入した目的とはかかわりなく、様々な憶測を呼ぶおそれがあり、内閣の様々な政策運営に支障を及ぼすことにもなりかねません。

(エ) なお、支払関係経費として使用されている場合についても、被告の第5準備書面（30ページ）でも述べたとおり、金融機関やその従業員がマスコミの取材や不正な工作等の対象となるため、個別の振込先である会合場所等の情報が明らかになるおそれがあり、その結果、内閣における情報収集や協力依頼等の活動全般に支障が生じることになります。

## (2) 領収書等以外の本件対象文書について

領収書等以外の対象文書についても、以下の理由から、領収書等に記載された情報を明らかにした場合と同様の支障があります。

### ア 政策推進費受払簿について

内閣官房長官が、内閣官房報償費から政策推進費として使用する額を区分する都度、政策推進費受払簿を作成しております。政策推進費受払簿の様式は、取扱要領別記様式2のとおりであり、別紙5として本陳述書にも添付しました。具体的に作成手順を補足すると、内閣官房官房長官から指示がありますと、事務補助者が、別紙5の①部分に作成日付、②部分に前回繰入れ後の政策推進費の残額、③部分に前回から今回までの政策推進費の支払額、④部分に今回繰入れ前の政策推進費の残額、⑤部分に今回の政策推進費への繰入額、⑥部分に今回繰入れ後の政策推進費の額を記載し、⑦部分に取扱責任者である内閣官房長官が記名押印し、⑧部分に事務補助者が確認者として記名押印します。そして、総理大臣官邸において厳重に管理、保管しています。

政策推進費受払簿に記載された作成日付、金額(前回残額、前回から今回までの支払額、現在残額、今回繰入額及び現在額の合計)等の情報が公になった場合、政策推進費の一定期間における支払総額や一定時点における繰入額が明らかになります。上述のとおり、内閣官房報償費は、マスコミ等の関心が高く、具体的な用途とは直接的には関係のないものとして公開している請求書に記載された請求日及び請求額についてさえ、そのときの内閣の重要政策課題や政治経済情勢と関連付けて、ある特定の事案に内閣官房報償費が使用されているといった推測・憶測を述べる記事が新聞、雑誌等に少なからず掲載されております。特に、政策推進費は、内閣官房長官自らが執行する経費であるため、よりマスコミ等の関心を集め、様々な報道がなされることは想像に難くありません。

このような状況において、政策推進費受払簿に記載されている情報が明らかになった場合、内閣官房報償費(政策推進費)を、いつからいつまでの期間で、いくら使用したかが分かることから、それと、その当時の内政上、外政上の政策課題等を照らし合わせることにより、政策推進費の支払の目的・内容や支払の相手先等が特定又は推測されるおそれがあり、その結果、領収書等に記録された情報が明らかになった場合と同様の支障があります。

## イ 支払決定書について

調査情報対策費と活動関係費を支出するときには、取扱責任者である内閣官房長官が、調査情報対策費又は活動関係費の1件又は複数件の支払に係る支払決定を行うために支払決定書を作成します。支払決定書の様式は、取扱要領別記様式3のとおりであり、別紙6として本陳述書にも添付しました。具体的に作成手順を補足しますと、別紙6の①部分に作成日付、②部分に金額、③部分に支払目的（調査情報対策費・活動関係費の別）、④部分に支払相手方等を事務補助者が記載し、当該支払決定に係る請求書を添付した上で、⑤部分に取扱責任者である内閣官房長官が記名押印することによって支払決定を行い、⑥部分に事務補助者が確認者として記名押印をします。そしてやはり、総理大臣官邸において厳重に管理、保管しています。

支払決定書に記載された支払相手方等、支払目的、作成日付、金額等の情報が明らかになると、情報収集や協力依頼等の相手方、これらの諸活動に利用した会場場所の事業者、交通事業者等のほかに、具体的な支払目的、支払内容や支払決定を行った時期、支払額が明らかになり、その結果、前記（1）で述べた、領収書等に記録された情報が明らかになった場合と同様の支障があります。

また、特定の時期に作成された支払決定書の量や作成頻度が明らかになるだけでも、その時期に生じていた政治事案等と対比したり、他の時期の作成量や作成頻度と対比したりして、これらと特定の事案との関係が推測され、内閣官房報償費の具体的使途が推測されることになり、領収書等に記録されている情報が明らかになった場合と同様のおそれがあります。そして、そのような事態になれば相手方との信頼関係が損なわれることとなります。

## ウ 出納管理簿について

事務補助者は、内閣官房報償費の出納管理のため、月ごとにまとめた上で、さらに当該年度に係る累計額で、当該年度等における内閣官房報償費全体の出納状況を一覧することができるように、内閣官房報償費の出納がある都度、出

納管理簿を記載して作成しています。出納管理簿の様式は、取扱要領別記様式1のとおりであり、別紙7として本陳述書にも添付しました。具体的にその作成手順を補足しますと、国庫から内閣官房報償費の支出があった際には、別紙7の①部分（年月日欄）にその日付を、②部分（摘要（使用目的等）欄）にその旨（「入金」）を、③部分（受領額欄）に入金額を、⑤部分（残額欄）に残額をそれぞれ記載します。また、政策推進費として使用する額を区分した際並びに調査情報対策費又は活動関係費の支払決定した際には、②部分（摘要（使用目的等）欄）に支払目的（政策推進費、調査情報対策費、活動関係費の別）を、④部分（支払額欄）に支払額を、⑤部分（残額欄）に残額を、⑥部分（支払相手方等欄）に支払相手方等をそれぞれ記載します。これらの出納管理簿の記載内容は、基本的に政策推進費受払簿及び支払決定書の記載内容から引用しています。なお、作成した出納管理簿は、総理大臣官邸において厳重に管理、保管しています。

このほか、出納管理簿については、その月の終了後、金額欄のうち⑦部分（「〇月分計」欄）に各月における受領額及び支払額をそれぞれ合計した額を、⑧部分（「累計」欄）に年度当初からの受領額及び支払額をそれぞれ累計した額とその時点における「残額」をそれぞれ記載します。これらの当該月の累計額及びその年度における当該月までの内閣官房報償費の累計額については、内閣官房長官が確認の上、⑨部分に押印します。また、年度末及び取扱責任者の異動があったときには、内部確認のため、立会者（事務補助者）及び確認者が⑩部分に記名押印しています。

上記の作成手順からお分かりいただけるように、出納管理簿に記載された情報というのは、基本的に政策推進費受払簿ないし支払決定書に記載された情報と同じです。したがって、これが公にされた場合に、前記ア、イで述べた政策推進費受払簿ないし支払決定書の場合と同様の支障があることは明らかです。

また、〇月分合計欄や累計欄に記載された情報が明らかになると、当時の内

政、外政の状況や他の月における合計額等の他の情報とこれを照らし合わせ、分析を加えることによって、合計額の増減と特定の事案の発生した時期等との関係が推測され、その具体的使途が推定される結果、領収書等に記録されている情報が明らかになった場合と同様のおそれがあります。そして、やはり相手方との信頼関係が損なわれる結果になります。

## エ 報償費支払明細書について

国の会計検査においては、2(2)で述べたとおり、内閣官房報償費に係る領収書等の証拠書類を手元に保管することが認められていますが、その代わりに、「報償費支払明細書」を提出することとされています。報償費支払明細書の様式は、乙第3号証の別紙書式のとおりであり、別紙8として本陳述書にも添付しております。具体的にその作成手順を補足しますと、別紙8の①部分に政策推進費受払簿及び支払決定書に記載された支払(繰入)年月日を、②部分に支払(繰入)金額を、③部分に使用目的(政策推進費、調査情報対策費、活動関係費の別)をそれぞれ記載し、また、④部分の「前月繰越額」、「翌月繰越額」には対象となる月の前月における残額、対象となる月の最終時点における残額を、同じく④部分の「本月受入額」、「本月支払額」には各月の受入れや支払の合計額を、それぞれ記載して、1か月分ずつ、作成しております。

上記の作成手順からお分かりいただけるように、報償費支払明細書に記載された個々の支払・支出に関する情報は、政策推進受払簿、支払決定書から転記されたものですから、公にされた場合には、政策推進費受払簿ないし支払決定書に記載された情報が公にされた場合と同様の支障があります。

また、報償費支払明細書に記載された④部分(「前月繰越額」、「本月受入額」、「本月支払額」、「翌月繰越額」)に関する情報は、出納管理簿に記載された情報ですから、公にされた場合には、出納管理簿の記録された情報が公にされた場合と同様の支障があります。

### (3) インカメラ審理について

私が、本件処分時に検討し、本件対象文書には情報公開法5条6号柱書及び3号の規定する不開示情報が記録されていると判断した理由は、おおむね以上のとおりですが、上述のとおり、本件処分に対しては原告から審査請求があり、本件諮問に係る調査審議の過程で審査会委員によるインカメラ審理が行われました。インカメラ審理はそもそも非公開なので、その詳細を申し上げることは差し控えますが、このインカメラ審理は、平成19年6月18日、総理大臣官邸に審査会委員に来ていただいて行われました。内閣総務官の執務室において、委員が本件対象文書をすべて閲覧するとともに、委員からの質問には、私が答えるかたちで、審理が進められました。審査会委員には、国の一般の審議会等とは異なり、その公正性、中立性を確保するため、その任命に当たって、国会の同意が必要とされており（情報公開・個人情報保護審査会設置法4条1項）、国会の同意を得た上で、内閣総理大臣により、判事や検事の経験者、弁護士、学者などの有識者が委員に任命されているところです。

その審査の結果、審査会が本件対象文書すべてが不開示事由に該当するとの答申を出したことは、被告準備書面に記載されているとおりです。この答申は、平成19年8月7日、内閣総務官室に届きました。私は、当時、インカメラ審理で、本件対象文書を開示できない理由を十分に御説明できたと思っておりました。また、そのような理由から本件対象文書を開示できないということについては、以上に述べてきたようなことを御説明すれば、必ずお分かりいただけることだとも考えておりました。それでもやはり、この答申を受け取ったときには、安堵を覚えたことを思い出します。

## 4 おわりに

本件訴訟においては、被告としては、情報公開法5条6号及び3号の不開示事由に該当することを裁判所に理解いただくため、不開示情報である内閣官房

報償費の具体的な支出に関する各文書の記載内容そのものは明らかにできないという制約の下で、可能な限り具体的に主張してまいりました。

しかしながら、内閣官房報償費の用途については、その高度な機密性ゆえにマスコミ等の関心が極めて高いことなどから、本件訴訟において詳細に説明しようとするればするほど、その主張した内容を基に、その時々の内閣の重要政策課題や政治経済情勢と関連付けて、事実と関係なく内閣官房報償費の用途を論ぜられる可能性も高くなり、現に一部ではそのような手法の報道がなされているところではあります。私は、本件訴訟において被告として主張立証を行うことによってでさえ、将来にわたって、内閣官房報償費を使用して行う必要な情報収集や協力依頼等の活動に支障を来たすことになるのではないかと、また、ひいては内閣の政策運営全体に支障を及ぼすことになるのではないかと、本件訴訟の対応において、事務補助者として、これまで常に懸念してきました。本件の証人として本陳述書で述べる内容は、そのような懸念の中で可能な限り具体的にお伝えするため、最大限の努力をしたものです。

このように、「内閣官房報償費」という特殊な性格を有するとともにマスコミ等の関心も高い経費に関する情報は、裁判における主張立証によってでさえも、内閣官房報償費を使用して行う必要な情報収集や協力依頼等の活動に支障を来たすおそれがあるほどの機微にわたる情報であることについて、御理解いただいた上で、御判断いただければ幸いに存じます。

以上

請 求 書

平成18年4月3日

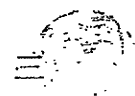
官署支出官

内閣府大臣官房会計課長

福 富 光 彦 殿

内 閣 官 房 長 官

安 倍 晋 三



平成18年度第1回分報償費として下記金額を請求いたします。

記

金50,000,000円也

内 閣



官房機密費

# 官房長官 8割請求

## 初めて一部開示 98年度は12億円

政府は十七日、情報公開法に基づき読売新聞が請求した官房機密費（内閣官房報費）の二割を、二面二回の関係書類を一部開示した。官房機密費の総額は約八割を官房長官が請求し、残りを内閣府が請求している。二〇〇一年度（平成十三年）は、官房機密費の総額十五億千五百六十七万円の八割、約十二億千六百七十四万五千円が官房長官に渡

っていた。残りは、内閣府が請求する。具体的請求方法として、官房長官は一回五千万円ずつを請求し、月に一回三回請求する例が多い。最高額は月二億円、九七年

十一月、九八年五月、同十月、二〇〇〇年十一月の四回あった。これらの時期には、橋本首相（当時）のアジア太平洋経済協力会議（APEC）首脳会議、パームサミット（主要国首脳会議）出席などの外交日程があった。また、毎年三月には官房機密費の請求はなく、二月までに全予算を引き出して

「事務の円滑、効果的な遂行に支障を及ぼす」などとして全面不開示を決定した。その後、読売新聞の不服申し立てを受け、内閣府の情報公開審査会が今年九月、「一部は開示すべき」と答申した。△関連記事4面▽

「正式名称は「内閣官房報費」。国が政策を円滑、効果的に遂行するため、官房長官の判断で機密的に使用することができ、経費、首相の交際費や情報収集活動費などに充てられている」と見られている。

一九四七年度から予算計上されており、二〇〇一年度は、当初予算で十六億二千四百万円が計上されていた。

しかし、外務省の外交機密費（外務省報費）流用事件で、機密費批判が高まったことと配慮し、二〇〇二年予算では、前年度比10%減の十四億六千六百六十万円に減額された。

情報公開法は、「国の安全が害される恐れや他国もしくは国際機関との信頼関係が損なわれる恐れなどがあること」（五条）を非公開の条件と定めている。政府はこの条文を根拠に、機密費の用途について公開を拒否している。

平成15年11月18日（火）  
読売新聞（1面）

平成15年11月18日（火）  
読売新聞（2面）

### ● 官房機密費

情報公開法は、「国の安全が害される恐れや他国もしくは国際機関との信頼関係が損なわれる恐れなどがあること」（五条）を非公開の条件と定めている。政府はこの条文を根拠に、機密費の用途について公開を拒否している。



平成22年6月12日(土)

琉球新報(3面)



佐藤 優の

# ウチナー評論

<125>

沖縄の運命にとって死活的に重要なことについて、沖縄の同意なく決めることはできない。たとえ力で押しつけても、一時的に戦術的退却をすることがあっても、沖縄は絶対に屈服しない。彼我の力関係が隔絶している時に「滅びの美学」にとらわれて玉碎し、沖縄の敵に白紙委任状を与えるようなこともしない。どうも「ウチナー」の文化を東京の政治エリート(国会議員、官僚)は理解していないようだ。

## 平成の琉球処分 その3

### 「沖縄の友」の工作要注意

「平成の琉球処分」を沖縄は絶対に受け入れない。琉球処分の本質は「日本国家全体の利益のために、沖縄を犠牲にする」ということだ。正確に言うと「日本国家全体の利益」という表象で、東京の政治エリートの利益を保全するということだ。

まず、この問題を名護市、特に辺野古周辺地区だけが関係する軍事問題であると土俵を限定する。普天間飛行場の危険を除去することができると、沖縄全体の利益のため、この決定は必ずしもマイナスでないというプロパガンダ

に肩を組んでカラオケを歌う。そして、最初は聞き役に徹する。辺野古への移設を受け入れさせるために沖縄で鍵を握るのが誰かを物色するため、善人のふりをしているのだ。しかし、その本質は東京のエリートの利益を体現した

「平成の琉球処分」を沖縄は絶対に受け入れない。琉球処分の本質は「日本国家全体の利益のために、沖縄を犠牲にする」ということだ。正確に言うと「日本国家全体の利益」という表象で、東京の政治エリートの利益を保全するということだ。

（宣伝）を行う。そして、辺野古移設への反対闘争に「疲れ」が出るのを待つ。同時に、東京から「沖縄のほんどうの友人」なる民間人が現れる。この民間人は、首相官邸、外務省、防衛省と独自のパイプを持っている。沖縄人と酒を酌み交わし、一緒に

工作員だ。この民間人は、このような切り崩し工作が、日本全体と沖縄のためになるという自己意識を持っているのかも知れない。こういう時は、この民間人の沖縄への渡航費、宿泊費さらに飲食代がどこから出ているかをチェックしてみよう。筆者は内閣官房機密費(報償費)が支出されているのを見ている。機密費は自国民を分断するための力ネではない。沖縄の県民、マスメディア、政治家が三位一体になって、機密費で沖縄を分断する工作を行わないように徹底した監視を行うことも文化闘争の一環である。

(作家、元外務省主任分析官)